

# 健康日本 21（第三次）の開始に伴う福岡市の健康づくりの取組みについて

## 1 議事概要

福岡市の健康づくりの取組みについては、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国方針」という。）を勧案し策定している市健康増進計画（以下「市計画」という。）に基づき進めている。令和6年4月に国方針の改正が適用されることから、市計画の取扱いについて、今後の方針を審議するもの。

## 2 現在の計画の位置付け及び期間等

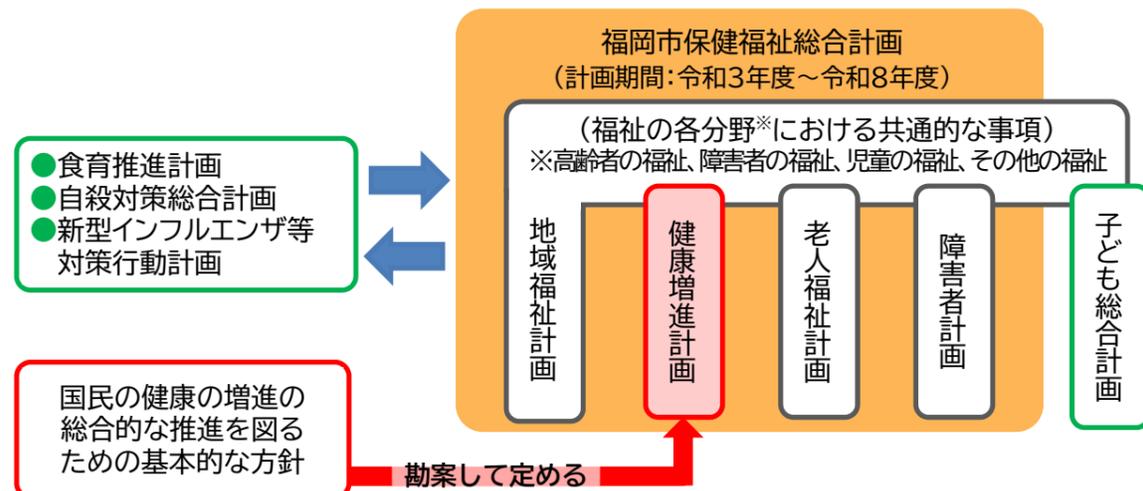
### (1) 国 健康日本 21（第三次）〔計画期間：令和6年度～令和17年度〕

- 位置付け：健康増進法第7条に定める国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針  
※健康日本 21（第二次）が令和5年度末で終了することから、令和6年度の開始に併せ、改正された（令和5年5月31日に告示）。
- ビジョン：全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現  
⇒ ①誰一人取り残さない健康づくりの展開  
②より実効性をもつ取組の推進
- 概要：参考資料1「健康日本 21（第三次）について」のとおり

### (2) 福岡市 健康増進計画（第3期）〔計画期間：令和3年度～令和8年度〕

- 位置付け：健康増進法第8条に定める市町村健康増進計画（策定は努力義務）  
令和3年度から、福岡市保健福祉総合計画に包含し、他の法定計画と一体化して策定（下図参照）  
※保健福祉総合計画の健康・医療分野【基本目標1：健康づくりの推進】が市計画に該当（令和2年度までは、個別計画として策定）
- 基本目標：・子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた健康づくりを社会全体で推進し、市民の健康寿命の延伸を図る。  
・市民が子どもの頃から健康づくりに関心を持ち、積極的に取り組める環境づくりを進める。
- 概要：参考資料2「福岡市健康増進計画（第3期）について」のとおり

図：福岡市健康増進計画（保健福祉総合計画健康・医療分野）と他計画との関係



## 3 国方針と市町村健康増進計画の関連性

- 市町村は、国方針及び都道府県健康増進計画を勧案し、市町村健康増進計画を定めるよう努めることとされている（健康増進法8条2項）。
- 改正後の国方針における基本的な方向と市計画の施策体系は、以下のとおり対応している。

健康日本21（第三次）		市健康増進計画（第3期）	
●基本的な方向		●基本目標及び推進施策	
一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小		基本目標：健康づくりの推進	
二 個人の行動と健康状態の改善	生活習慣の改善 (栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康)	施策1-2：生活習慣病対策の推進	生活習慣の改善 (栄養・食生活、運動・身体活動、休養、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康)
	生活習慣病の発症予防・重症化予防 (がん、循環器病、糖尿病、COPD)	施策1-2：生活習慣病対策の推進	生活習慣病の早期発見と重症化予防 (がん、糖尿病・高血圧などの生活習慣病対策) 生活習慣の改善（喫煙）
	生活機能の維持・向上 (ロコモ・骨粗しょう症、こころの健康)	施策1-1：超高齢社会に対応する健康づくりの推進	
		施策1-2：生活習慣病対策の推進	生活習慣の改善（栄養・食生活）
		施策1-3：女性の健康づくりの推進	
		施策1-5：こころの健康づくりの推進	
三 社会環境の質の向上	社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上	施策1-5：こころの健康づくりの推進	
	自然に健康になれる環境づくり	施策1-7：健康づくり支援の仕組みと環境づくり	
	誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備	施策1-6：地域や職場などでの健康づくりの推進	
		施策1-7：健康づくり支援の仕組みと環境づくり	
四 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり (子ども、高齢者、女性)		施策1-1：超高齢社会に対応する健康づくりの推進	
		施策1-3：女性の健康づくりの推進	
		施策1-4：次世代の健康づくりの推進	
●目標値 51項目	※朱書きは第三次における新たな視点や指標。	●目標値 5項目（前計画（健康日本21福岡市計画(第2期)）は56項目）	

※市計画の目標値（成果指標）については、保健福祉総合計画全体のバランスを考慮し、各論4分野（地域分野、健康・医療分野、高齢者分野、障がい者分野）の基本目標ごとに2～5項目の設定としている。

## 4 今後の方針（案）

- 現行の市計画期間（～令和8年度）における施策ごとの取組みは、国方針及び市計画の実施状況等を踏まえ、推進していくこととする。
- 市計画の成果指標に含まれない国方針の目標値については、適宜、健康づくりアンケート調査などで現状を把握していくこととする。

### 〈スケジュール〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
【福岡市】 健康増進計画	現行 保健福祉総合計画						次期
				中間評価			最終評価
【国】 健康日本21	第二次			第三次			
				★国方針の改正適用			

- 国方針の改正に伴う市計画の直ちの改定は行わず、次期計画（令和9年度～）策定時に、国方針の改正内容及び現行の市計画に基づく取組み状況を踏まえ定めるものとする。